

令和 6 年

第 8 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会



令和6年第8回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料1 赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表
- 資料2 赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱要綱新旧対照表
- 資料3 赤穂市新学校給食センター整備事業変更概要

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開



赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 要 綱	改 正 要 綱
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業を実施するため、必要な事項を定める。</p> <p>(支給額)</p> <p>第4条 支給の対象となる費用の種類及び支給限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する保護者の教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たつて徴収される同規定に掲げる費用に限る。)</p> <p>月額2,500円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額 月額4,700円</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業を実施するため、必要な事項を定める。</p> <p>(支給額)</p> <p>第4条 支給の対象となる費用の種類及び支給限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する保護者の教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たつて徴収される同規定に掲げる費用に限る。)</p> <p>月額2,700円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額 月額4,800円</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業を実施するため、必要な事項を定める。</p> <p>(支給額)</p> <p>第4条 支給の対象となる費用の種類及び支給限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する保護者の教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たつて徴収される同規定に掲げる費用に限る。)</p> <p>月額2,500円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額 月額4,700円</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業を実施するため、必要な事項を定める。</p> <p>(支給額)</p> <p>第4条 支給の対象となる費用の種類及び支給限度額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する保護者の教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たつて徴収される同規定に掲げる費用に限る。)</p> <p>月額2,700円</p> <p>(2) 前条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額 月額4,800円</p>